

令和5年8月

お客さま 各位

当座勘定規定の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、「ことら送金」の取扱開始に伴い、令和5年8月に「当座勘定規定」を下記のとおり改定いたしますのでお知らせします。改定後の規定につきましては、当金庫のホームページでご確認ください。

なお、本取扱いは本規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

- 1. 改定日 令和5年8月23日
- 2. 改定する規定
- (1) 当座勘定規定(一般用)
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)
- 3. 改定内容

「支払の範囲」の条文に、「呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金された資金を支払いに充当することもできるものとします。」を追加いたします。

以上

